

たまちづくりの提唱が活発化、地域社会の歴史を調査、明らかにすることの重要性が認識されはじめ、都城の特性を全国に発信することの意義が強調されるようになった。そして、平成十六年十月十五日、都城島津家伝来の史料が都城市へ寄贈されることになったのである。この贈与式についてはマスコミでも大きく報道され、その注目の高さを示している^⑬。

また、都城島津家史料の都城市への寄贈を記念して、都城歴史資料館において二週間限定の特別企画展示会を行った^⑭。短い期間ではあったが、例年の歴史資料館入館者数の約半数になる入館者があった。宮崎県総合博物館でも都城島津家史料が都城市へ寄贈されたのを記念して特別展が開催され、このときは約三週間の展示期間であったが、入館者数が一万人を超える盛況振りであったのである^⑮。このようなことから、都城島津家史料は市民から大きな注目を得ていることが知り得よう。

ところで、市史編さん事業との関連で見ると、都城島津家史料の市への寄贈は、今回の市史編さん事業の基本方針である「歴史を明らかにする貴重な史料を広範囲に収集し、その滅失を防止して、郷土の研究・学術文化の振興に資する」ことを体现したものであり、多大な成果であったといえるのである。

二 都城島津家史料の整理事業の開始

(1) 都城島津家史料の概要

まず、都城島津家の歴史について概略を述べておきたい。都城島津家は中世から近世までの約五〇〇年間、一貫して都城領主として存在してきた家である。その歴史を見ると、島津氏第四代忠宗の六男資忠が、観応二年（一二三二）の合戦の功によって、文和元年（一二三二）四月に足利尊氏から北郷三〇〇町を賜り、北郷薩摩迫（現都城市山田町）に移住し、北郷姓を名乗ったのが都城島津家の

表3：都城島津家知行高変遷表

年次	高(石)	出典
慶長 17年 (1612)	41,315.17000	『庄内地理志』 卷二
慶長 20年 (1615)	44,456.40430	『庄内地理志』 卷二
元和 6年 (1620)	30,231.00000	『庄内地理志』 卷二
明暦 1年 (1655)	29,946.34854	『都城島津家史料』 二 6号
明暦 3年 (1657)	29,951.92364	『庄内地理志』 卷二
万治 年間 (1658～ 60)	34,034.48550	『庄内地理志』 卷二
元禄 8年 (1695)	30,252.70940	『都城高井惣人類帳』
享保 13年 (1728)	33,386.88832	『庄内地理志』 卷四十四
享和～文政 (1801～ 29)	35,624.91033	『庄内地理志』 卷三
弘化 4年 (1847)	35,345.79812	『歴代要覧』 卷二十五
明治 2年 (1869)	38,545.00000	『本藩御用金貨貸上並其後ノ雜記』

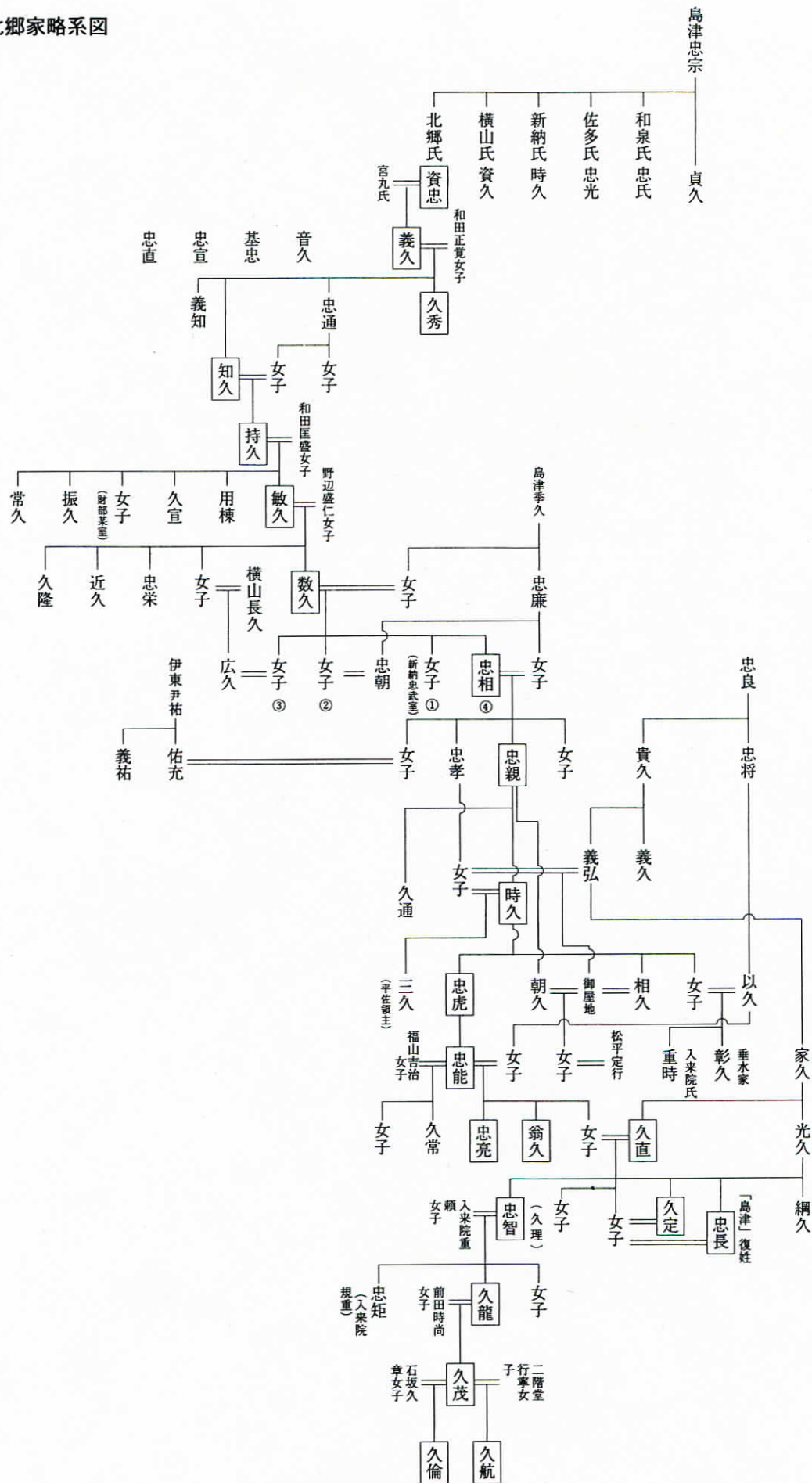
三万二〇〇〇～五〇〇〇石ほどとなり、幕末～明治初期にかけて三万八〇〇〇石ほどに上昇している。つまり、近世を通じて、三～四万石ほどを有していたことがわかる。その領域は時代によって変化しているが、確定後は、都城市高城町・山之口町・高崎町を除く現在の都城市と北諸郡郡三股町の一部、さらに飛地として鹿児島県曾於郡大崎町の一部、同じく霧島市福山町の一部などであった。

北郷氏は、慶長四～五年（一五九四～一六〇〇）に起こった庄内の乱の後に、祁答院（旧薩摩郡宮之城町・鶴田町・薩摩町）現さつ

始まりであるといわれる（表2系図参照）。それ以来この地を領し、豊臣政権期には、秀吉から直接朱印状によって、その所領を安堵され、島津忠辰・伊集院忠棟らとともに「御朱印衆」と呼ばれた。その後、太閤検地後に一時祁答院に移され、都城の地は伊集院忠棟が領することになるが、慶長四年（一五九四）から翌年にかけての庄内の乱の戦功によって都城に復し、以後近世を通じてこの地を領している。北郷氏は、島津氏と同系譜を持つ島津氏庶家で「御一家衆」と呼ばれ、「一所持」の待遇を受けた^⑯。なお、北郷氏は寛文三年（一六六三）に島津姓に復している^⑰。

近世の北郷氏（都城島津氏）の知行高は表3の通りで、慶長二十年（一六四五）には四万石以上を有していたが、その後上知され、

表 2：北郷家略系図





琉球国王宛朝鮮国王国書



鶴千代像



庄内地理志

ま町、祁答院町（現薩摩川内市）から都城に復帰している。しかし、復帰以前の領地すべてが還付されたわけではなかった。移封以前は最大六万七〇〇〇石ともいわれる規模を誇っていたが、復帰後すぐに返還された領地には志和池・山田・野々三谷は含まれておらず、遅れて十一月に宛行われている。慶長十六年（一六一一）には

志布志の夏井村二二九石一斗五升五合が加増され、その翌年には既出の地を含めて、都城・高城・勝岡・山之口など四万一三一五石一斗七升を領している。その後、慶長十九年の島津家久による四分の一上知令によって、北郷氏は高城・勝岡・山之口（三六二五石余）の献上を余儀なくされたが、慶長惣内検後の慶長二十年には、四万四四五六石四斗四合三勺が宛行われている。支配領域は減少しているのに石高が増加しているのは、慶長内検で過酷な打ち出しが行われたことと、太閤検地による家臣団の不満を緩和するために、高の操作を行って「加増」したからである。支配領域を減少させたにもかかわらず、持高が増加するという現象が起こったのは、こうした事情による。江戸時代の都城島津家の知

行地は「五口六外城」とも称され、領内が十一の区画に割られている。すなわち「弓場田口」・「来住口」・「大岩田口」・「中尾口」・「鷹尾口」の五口と、「安永」・「梶山」・「野々三谷」・「山田」・「志和池」・「梅北」の六外城で構成され、それぞれに地頭を置いて支配させていたのである。その下に噺・横目・庄屋などの在地の役人が存在していた。また領内には田地奉行などの各種奉行が存在しており、このような体制は藩の支配体制の縮図といえるものであった。いわば藩の中の藩といった存在であったといえよう。しかし、都城には藩から「上置」・「中抑」という名称の役職が設置されている。その職掌は鹿兒島と都城との取次役、都城領主の後見役、都城領政の監視役、藩の意志の通達役などで、都城に対し大きな指導力を有していたのである。これは寛永期以降に「私領」領主の鹿兒島城下への強制移住政策などと深く関わった家臣団統制の一環として設置されたものであった。すなわち、都城はその領政運営にあたっては、この「上置」・「中抑」を通して藩からの強い規制を受けていた。

こうした歴史を持つ家であるために、島津本家との関係を含めて領主時代の行政史料が大量に伝えられている。また、家伝来の御道具類も数多く残されている。寄贈時には、総点数一万点といわれ、古文書・古記録、武器・甲冑、絵画、屏風、鉄砲、装束、農具など多岐にわたり、おおよそ古文書・古記録が約八〇〇〇点、その他のものが二〇〇〇点と伝えられている。古いものは約六〇〇年前のもの、朝鮮国王から琉球国王へ送った書簡などが残されているが、正確な数や史料の具体的内容については今後の調査・研究を待つほかない。

ここで、これまで明らかになった史料の中から、ごく一部のものについて簡単に紹介すると、表4に示したとおりである。このように、多彩な史料が数多く残されていることが窺えよう。しかし、まだ全容は明らかになっておらず、今後、総点数も含めて作業を進め